

# ・宅地建物取引士関係

## (1) 取引士登録の申請

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名
・登録申請書  【手数料】37,000円(県証紙) ※証紙は申請書に貼付ないこと。	1部	なし	1.カラー写真 3×2.4cm(申請書に貼付) 2.誓約書 3.合格証書の写し(コピー)(合格証書原本提示) 4-1.実務経験証明書(直近10年の内、2年以上の経験) 又は、 4-2.宅地建物取引士資格登録に係る 登録実務講習修了証(有効期間10年) 5.住民票抄本 ※外国籍の方は、国籍及び在留カード等の番号を記載した住民票 6.身分証明書(本籍地の市区町村で発行のもの。外国籍の方は不要) 7.登記されていないことの証明書(東京法務局、金沢地方法務局等) 8.従業者証明書のコピー(宅建業に従事する者のみ) 9.営業に関する法定代理人の許可書
	未成年者の追加書類		※上記5.6.7は、発行後3ヶ月以内のもの(以下同じ)

## (2) 取引士登録事項の変更

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	変更内容別添付書類 (変更内容)添付書類名	備考
・宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書(様式第7号)  【手数料】不要	3部 (正1部 副2部 コピー可)	1部 (本人分)	(氏名変更)戸籍抄本 (本籍地変更)戸籍抄本 (住所変更)住民票抄本 (従事先変更)不要 ※添付書類は、発行後3ヶ月以内のもの	(提出時期) 遅滞なく ※取引士証がある 者は(6)の手続き も必要

## (3) 登録取引士の死亡等の届出(本人が死亡、破産、成年被後見人、被保佐人となったとき。)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	添付書類名	備考
①宅地建物取引士死亡等届出書 又は ②宅地建物取引士資格登録消除 申請書(本人申請、任意)  【手数料】不要	3部 (正1部 副2部 コピー可)	1部 (本人分)	①の場合:戸籍抄本等事実を証明する書類 ②の場合:免許証等本人確認が出来る物 のコピー	(提出時期) 事実発生日から 30日以内 (①の場合のみ)

## (4) 取引士登録の移転(移転先都道府県に所在する宅建業者(支店含む)に勤務している場合に限る。)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	添付書類名	備考
・登録移転申請書  【手数料】8,000円 移転先都道府県の納付方法による。	2部 (正1部 副1部 コピー可)	なし	1.カラー写真(申請書正本1部に貼付) 2.転出先宅建業者の勤務を証明する書類 ・在籍証明書及び従業者証明書(コピー)	(提出時期) 適時  ※(5)と同時申請可 (県→移転先送付)

※書類提出先:石川県(移転元) (石川県から移転先県へ送付します。)

## (5) 取引士証の交付申請(新規、更新とも)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名	備考
・宅地建物取引士証交付申請書  【手数料】4,500円(県証紙) ※書類提出先:(公社)石川県宅地建物取引業協会(県委託)	1部	なし	1.カラー写真(2枚) 2.交付申請前6ヶ月以内の法定講習受講 証明書(試験合格から1年以上経過した 申請者のみ。)	法定講習申込みに あたり、左記とは別 に写真1枚、受講料 12,000円が必要

## (6) 取引士証の書換え申請(氏名の変更、住所の変更)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	変更内容別添付書類 (変更内容)添付書類名	備考
・宅地建物取引士証書換え交付 申請書  【手数料】不要	1部	なし	(氏名変更)カラー写真(1枚) (※交付時に旧の取引士証と交換) (住所変更)写真不要 ●現取引士証裏面に变更后住所を記載	(2)と同時申請

## (7) 取引士証の再交付(紛失、汚損、破損の場合)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名	備考
・宅地建物取引士証再交付申請書  【手数料】4,500円(県証紙) ※書類提出先:(公社)石川県宅地建物取引業協会(県委託)	1部	なし	1.カラー写真(1枚) 2.汚損、破損、その他の事由の場合 →従前の取引士証(主任者証)	